

平成 28 年 11 月

愛読者各位

株式会社日本法令出版課

『建設業 許可・経審・入札参加資格申請ハンドブック』(平成 28 年 7 月 20 日初版)
お詫びと訂正および改正情報

下記の通り、本書中に誤りの箇所および法改正による変更がございました。
謹んでお詫び申し上げます。

記

●P31 図表

【誤】

事 項	内 定
① 欠損比率	$\frac{\text{繰越利益剰余金の負の額} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他利益剰余金 (繰越利益剰余金を除く)})}{\text{資 本 金}} \times 100 \geq 75\%$
① 流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \leq 20\%$
② 資本金額	資本金 \geq 2,000 万円
② 自己資本	純資産合計 \geq 4,000 万円

【正】

事 項	要 件
① 欠損比率	$\frac{\text{繰越利益剰余金の負の額} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他利益剰余金 (繰越利益剰余金を除く)})}{\text{資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$
② 流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③ 資本金額	資本金 \geq 2,000 万円
④ 自己資本	純資産合計 \geq 4,000 万円

●P37 下から3行目

【誤】絡む → 【正】カラム

●P57 コラム内、上から2行目

【誤】大臣許可は許可有効期間の6カ月前まで、知事許可は許可有効期限の 30 日前までに更新申請を行う必要があります。

【正】大臣許可、知事許可とも許可有効期限の 30 日前までに更新申請を行う必要があります（受付の始期は、大臣許可は許可有効期限の3カ月前からですが、知事許可は自治体によって異なりますので、申請先の都道府県担当部署に確認してください）。

●P86 下から2行目

【誤】監理建築士 → 【正】管理建築士

●P89 下から8行目

【誤】経營業務の管理責任者 → 【正】専任技術者

●P140 下から4行目

【誤】総合評定値(P) = $0.15 \times X1 + 0.25 \times X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$

【正】総合評定値(P) = $0.25 \times X1 + 0.15 \times X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$

●P163 下から5行目

【誤】② 専門工事間相互で完成工事高を振り替える場合

【正】② 専門工事間で相互に完成工事高を振り替える場合

〈建設業法の改正に伴う申請書様式の一部変更(平成 28 年 11 月 1 日施行)〉

建設業許可申請書等に「法人番号」を記載する欄が追加、また、「舗装工事業」の略号表記が、「ほ」→「舗」へと変更になりました。それに伴い、本書でも以下の通り修正が必要となります。

●P17 下から2行目

「ほ装工事」 → 「舗装工事」

●P23 下から3行目

「ほ装工事業」 → 「舗装工事業」

●P30 上から5行目

「ほ装工事業」 → 「舗装工事業」

●P54 様式:建設業許可申請書

法人番号の記載欄が追加

項番04 「ほ」 → 「舗」

●P60 様式:営業所一覧表(新規許可等)

項番83・項番88(3か所) 「ほ」 → 「舗」

●P84 様式:専任技術者証明書(新規・変更)

項番64(3か所) 「ほ」 → 「舗」

●P98 様式:国家資格者等・監理技術者一覧表(新規)

項番74(4か所) 「ほ」 → 「舗」

●P132 様式:健康保険等の加入状況

法人番号の記載欄が追加

●P153 様式:経営規模等評価申請書

項番15 「ほ」 → 「舗」

法人番号の記載欄が追加

以上